

第1章 基本的事項

1. 背景と趣旨

近年、特定健康診査の実施や診療報酬明細書(レセプト)の電子化の進展、国保データベース(KDB)システム等の整備により、保険者が健康や医療に関する情報を活用して被保険者の健康課題の分析、保健事業の評価等を行うための基盤整備が進んでいます。

こうした中、「日本再興戦略」(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)では、全ての健康保険組合に対し、レセプト等のデータ分析、それに基づく被保険者の健康保持増進のための事業計画の作成・公表、事業実施、評価などの取組を求めるとともに、市町村国保も同様の取組を行うことを推進することとしています。

厚生労働省では、平成 26 年 3 月に「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」の一部を改正し、市町村国保においても、健康・医療情報を活用して PDCA サイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るための保健事業の実施計画(データヘルス計画)を策定した上で、保健事業の実施及び評価を行うこととしました。

また、平成 30 年度からは国民健康保険制度改革により都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保などの国保運営に中心的な役割を担う一方で、市町村は地域住民と身近な関係のもと、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業など、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担うことになりました。

邑南町国民健康保険では、「高齢者の医療の確保に関する法律」(平成 20 年施行)に基づき、平成 20 年 3 月に「邑南町国民健康保険特定健康診査等実施計画」を策定し、これまで 2 期 10 年にわたり、特定健康診査・特定保健指導を実施し、特定健診受診率の向上に向けた受診勧奨や啓発を行い、被保険者の生活習慣病の早期発見・予防による健康保持増進、生活の質の向上にむけて取り組んできました。

さらに、平成 27 年 3 月には、「邑南町国民健康保険データヘルス計画」を策定し、健康寿命の延伸、その結果としての医療費適正化にむけ、被保険者をリスク別に分けてターゲットを絞った保健事業や糖尿病等生活習慣病の重症化予防の取組など保健事業を展開してきました。

この度、平成 29 年度をもって両計画の計画期間が満了となることから、両計画の最終評価を行うとともに、新たに「第 2 期邑南町国民健康保険データヘルス計画」および「第 3 期邑南町国民健康保険特定健康診査等実施計画」を策定します。なお、策定にあたっては、より効率的に保健事業を推進するため、「第2期データヘルス計画」に「第3期特定健康診査等実施計画」を包含して一体的に策定します。

2. 計画の位置づけ・計画期間

(1) 計画の位置づけ

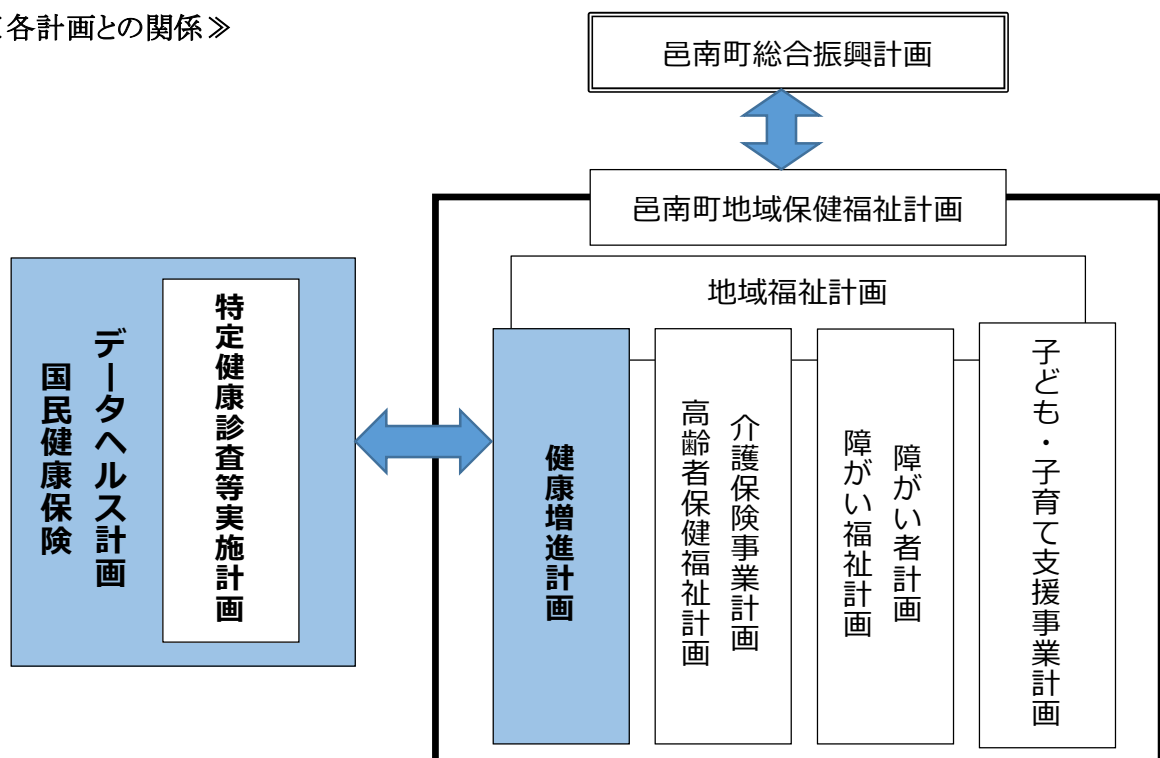
「データヘルス計画」は、被保険者の健康維持・増進に資することを目的とし、特定健診結果やレセプト等の健康・医療情報を分析し、健康課題を明確にして効果的・効率的な保健事業を PDCA サイクルで実施するための事業計画です。

「特定健康診査等実施計画」は、特定健康診査等基本指針に基づき、保健事業の中核である特定健康診査及び特定保健指導に関する具体的な実施率目標や実施方法等を定めています。

「第2期 邑南町データヘルス計画」に「第3期 邑南町特定健康診査等実施計画」を包含して一体的に策定し、「健康日本 21」、「島根県保健医療計画」「島根県医療費適正化計画」、「邑南町健康増進計画」等との整合性を図ります。

計画名	データヘルス計画	特定健康診査等実施計画	健康増進計画
根拠法令	国民健康保険法 第 82 条	高齢者の医療の確保に 関する法律 第 19 条	健康増進法 第 8 条 第 9 条
指針等	国民健康保険法に基づく保健 事業の実施等に関する指針	特定健康診査及び特定保健 指導の適切かつ有効な実施を 図るための基本的な指針	国民の健康の増進の総合的な 推進を図るための基本的な方 針
計画策定者	医療保険者	医療保険者	市町村
対 象 者	被保険者	被保険者（40 歳～74 歳）	全住民

《各計画との関係》



(2) 計画の期間

計画の期間は、医療費適正化計画等法定計画との整合性を図り、平成 30 年度から平成 35 年度までの 6 年間とします。

平成 25 年度～平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度
データヘルス計画 (第 1 期) (平成 27～29 年度)	データヘルス計画 (第 2 期) (平成 30～35 年度)					
特定健康診査等実施計画 (第 2 期) (平成 25～29 年度)	特定健康診査等実施計画 (第 3 期) (平成 30～35 年度)					
第 2 次健康増進計画 (前期) (平成 25～29 年度)	第 2 次健康増進計画 (後期) (平成 30～35 年度)					

3. 実施体制・関係者連携

(1) 庁内体制

町民課国保係及び保健課を主体として、内部部署間の連携を図り、保健事業を効率的かつ効果的に実施します。

(2) 関係機関との連携

町内医療機関医師等、関係機関との連携を図りつつ、島根県・島根県国民健康保険団体連合会の指導・支援を受けて実施します。また、邑南町の国民健康保険事業の運営に関する協議会に随時報告し意見を求め運用していきます。

(3) 推進体制連携図

